

草津市告示第 3 6 6 号

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱（平成 2 8 年草津市告示第 2 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 別表（第 2 条、第 3 条関係）				第 1 条～第 6 条 《省略》 別表（第 2 条、第 3 条関係）			
事業	事業 の 内 容	補助 の 要 件	補助金額	事業	事業 の 内 容	補助 の 要 件	補助金額
《現 行 ど お り 》	《現 行 ど お り 》	《現 行 ど お り 》	《現行どおり》	《省 略 》	《省 略 》	《省 略 》	《省略》
延長 保 育 事 業	《現 行 ど お り 》	《現 行 ど お り 》	子ども・子育て支援交付金 交付要綱（ <u>令和 5 年 9 月 7 日こ成事第 4 8 1 号こども 家庭庁長官通知</u> 。以下「国 要綱」という。）別紙延長 保育事業の項に定める補助 基準額。 《改正前を削る》	延長 保 育 事 業	《省 略 》	《省 略 》	<u>1 特定分</u> 子ども・子育て支援交 付金交付要綱（ <u>令和 5 年 7 月 3 1 日こ成事第 3 6 5 号子ども家庭庁長 官通知</u> 。以下「国要綱」 という。）別紙延長保育 事業の項に定める補助基 準額。 <u>2 特例措置分</u> 国要綱別紙「利用者支 援事業、延長保育事業、 放課後児童健全育成事 業、子育て短期支援事 業、乳児家庭全戸訪問事 業、養育支援訪問事業、 地域子育て支援拠点事 業、一時預かり事業、病 児保育事業及び子育て援 助活動支援事業（ファミ リ－・サポート・センター 事業）」の項中「1 利用 者支援事業、延長保育事 業、放課後児童健全育成

改正後				改正前			
							事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額
《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現行どおり》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省略》
一時 預か り事 業	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	国要綱別紙一時預かり事業 の項に定める補助基準額 《改正前を削る》	一時 預か り事 業	《省 略》	《省 略》	<u>1 一般分</u> 国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額 <u>2 特例措置分</u> 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「1 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の

改正後				改正前			
							項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額
看護師配置事業	《現行どおり》	《現行どおり》	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。 ただし、医療行為が必要な児童 1 人に対し、1 人以上の補助対象となる看護師（以下「補助対象看護師」という。）を配置した月数が 12 月（1 月未満は 1 月とする。）に満たない場合は、当該額を 12 で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 (1) 医療行為が必要な児童 1 人に対し看護師を配置する場合 補助対象看護師の給与等の年額（5,290,000 円を限度とする） (2) 医療行為が必要な児童が 2 名以上であって看護師を複数配置している場合 補助対象看護師の給与等の年額（10,580,000 円を限度とする）	看護師配置事業	《省略》	《省略》	当該看護師の給与等の年額。 ただし、次に掲げる額を合計して得た額を限度とする。 (1) 医療行為が必要な児童 1 人につき 3,000,000 円（配置月数が 12 月（1 月に満たないときはこれを 1 月とする。）に満たないときは、当該額を 12 で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額） (2) 医療行為が必要な児童を 8 時間を超えて保育する場合において、31,250 円に各月の 8 時間を超えて保育する時間数を乗じた額を合計して得た額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
備考 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 《現行どおり》				備考 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 《省略》			

改正後	改正前
別記様式第 6 号（第 4 条第 1 項第 6 号関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 7 号～別記様式第 1 2 号 《現行どおり》 別記様式第 1 3 号（第 6 条第 2 号関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 1 4 号～別記様式第 2 0 号 《現行どおり》	別記様式第 6 号（第 4 条第 1 項第 6 号関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 7 号～別記様式第 1 2 号 《省略》 別記様式第 1 3 号（第 6 条第 2 号関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 1 4 号～別記様式第 2 0 号 《省略》

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日から施行し、改正後の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

（様式に関する経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添 1－1

様式第 6 号（第 4 条第 1 項第 6 号関係）

所 要 額 調 書 3

施設名_____

（延長保育事業 特定分関係）

支 出 予 定 額	寄付金その他の 収 入 額	差 引 額 （ A － B ）	基 準 額	補 助 基 本 額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補 助 金 額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

（一時預かり事業 一般型分関係）

支 出 予 定 額	寄付金その他の 収 入 額	差 引 額 （ A － B ）	基 準 額	補 助 基 本 額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補 助 金 額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

（一時預かり事業 余裕活用型分関係）

支 出 予 定 額	寄付金その他の 収 入 額	差 引 額 （ A － B ）	基 準 額	補 助 基 本 額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補 助 金 額	備 考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

別添1-2

様式第6号（第4条第1項第6号関係）

所要額調書 3

施設名

（延長保育事業 特定分関係）						
支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額（A－B）	基準額	補助基本額CまたはDのうちいずれか少ない額E	補助金額	備考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

（延長保育事業 特例措置分関係）						
支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額（A－B）	基準額	補助基本額CまたはDのうちいずれか少ない額E	補助金額	備考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

（一時預かり事業 一般型分関係）						
支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額（A－B）	基準額	補助基本額CまたはDのうちいずれか少ない額E	補助金額	備考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

（一時預かり事業 余裕活用型分関係）						
支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額（A－B）	基準額	補助基本額CまたはDのうちいずれか少ない額E	補助金額	備考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

（一時預かり事業 特例措置分関係）						
支出予定額	寄付金その他の収入額	差引額（A－B）	基準額	補助基本額CまたはDのうちいずれか少ない額E	補助金額	備考
A	B	C	D	E		
円	円	円	円	円	円	

別添2-1

様式第13号（第6条第2号関係）

補助金収支明細書

施設名

（保育士等の特別配置関係）									
区分	配置保育士数	担当保育士氏名	配置月	支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	額
低年齢児保育保育士等特別配置費事業		人	月	円	円	円	円	円	円
			～						
			～						
加配保育士特別配置事業			～						
			～						
			～						
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業			～						
			～						
			～						
看護師配置事業			～						
			～						
			～						

（延長保育事業 特定分）					
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	額
円	円	円	円	円	円

（一時預かり事業 一般型分）					
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	額
円	円	円	円	円	円

（一時預かり事業 余裕活用型分）					
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	額
円	円	円	円	円	円

別添 2-2

様式第 1 3 号（第 6 条第 2 号関係）

補 助 金 収 支 明 細 書

施設名_____

（保育士等の特別配置関係）

区分	配 置 保 育 士 数	担当保育士氏名	配置月	支 出 済 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額	額
低年齢児保育保育士等特別配置費事業	人		月	円	円	円	円	円	円
			～						
加配保育士特別配置事業			～						
			～						
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士配置事業			～						
			～						
看護師配置事業			～						
			～						

（延長保育事業 特定分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額	額
円	円	円	円	円	円

（延長保育事業 特例措置分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額	額
円	円	円	円	円	円

（一時預かり事業 一般型分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額	額
円	円	円	円	円	円

（一時預かり事業 余裕活用型分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額	額
円	円	円	円	円	円

（一時預かり事業 特例措置分）

対 象 経 費 の 実 支 出 額	補 助 基 準 額	要 補 助 額	受 入 済 額	差 額	額
円	円	円	円	円	円

（令和 6 年 1 2 月 1 9 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 3 6 7 号

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱（昭和 5 9 年草津市告示第 9 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 6 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 6 条 《省略》 別表（第 2 条関係）			
事業	事業 の 内 容	補助 の 要 件	補助金額	事業	事業 の 内 容	補助 の 要 件	補助金額
《現 行 ど お り 》	《現 行 ど お り 》	《現 行 ど お り 》	《現行どおり》	《省 略 》	《省 略 》	《省 略 》	《省略》
低年 齢児 保育 保育 士等 特別 配置 事業	《現 行 ど お り 》	《現 行 ど お り 》	《現行どおり》 (1) 当該児童 6 人以上 <u>1 7</u> 人以下 1 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（3, 0 0 0, 0 0 0 円を限度とする。） 《改正前を削る》 (2) 当該児童 1 8 人以上 2 9 人以下 2 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額 <u>6, 0 0 0, 0 0 0 円</u>を限度とする。） (3) 当該児童 3 0 人以上 4 2 人以下 3 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額 <u>9, 0 0 0, 0 0 0 円</u>を限度とする。） (4) 当該児童 4 3 人以上 5 3 人以下 4 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額 <u>1 2, 0 0 0, 0 0 0 円</u>を限度とする。） (5) 《現行どおり》	低年 齢児 保育 保育 士等 特別 配置 事業	《省 略 》	《省 略 》	《省略》 (1) 当該児童 6 人以上 <u>1 2</u> 人以下 1 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（3, 0 0 0, 0 0 0 円を限度とする。） (2) 当該児童 1 3 人以上 <u>1 7</u> 人以下 1 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（2, 8 1 2, 0 0 0 円を限度とする。） (3) 当該児童 1 8 人以上 2 9 人以下 2 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額 <u>5, 8 1 2, 0 0 0 円</u>を限度とする。） (4) 当該児童 3 0 人以上 4 2 人以下 3 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額 <u>8, 8 1 2, 0 0 0 円</u>を限度とする。） (5) 当該児童 4 3 人以上 5 3 人以下 4 人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額 <u>1 1, 6 2 4, 0 0 0 円</u>を限度とする。） (6) 《省略》
障害	《現	《現	1 《現行どおり》	障害	《省	《省	1 《省略》

改正後				改正前			
児入 所保 育所 等保 育士 等特 別配 置費	行ど おり ≫	行ど おり ≫	(1) 障害児1人または2人 1人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（<u>2,250,000円</u>を限度とする。） (2) 障害児3人 1人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（<u>3,000,000円</u>を限度とする。） (3) 障害児4人または5人 2人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>5,250,000円</u>を限度とする。） (4) 障害児6人 2人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>6,000,000円</u>を限度とする。） (5) 障害児7人または8人 3人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>8,250,000円</u>を限度とする。） (6) 障害児9人 3人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>9,000,000円</u>を限度とする。） (7) ≪現行どおり≫ 2 障害が重度の児童の場合は、障害児1人につき、1人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額とする。ただし、<u>3,000,000円</u>（子ども・子育て支援法	児入 所保 育所 等保 育士 等特 別配 置費	略≫	略≫	(1) 障害児1人または2人 1人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（<u>2,109,000円</u>を限度とする。） (2) 障害児3人 1人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（<u>2,812,000円</u>を限度とする。） (3) 障害児4人または5人 2人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>4,921,000円</u>を限度とする。） (4) 障害児6人 2人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>5,624,000円</u>を限度とする。） (5) 障害児7人または8人 3人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>7,733,000円</u>を限度とする。） (6) 障害児9人 3人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額（総額<u>8,436,000円</u>を限度とする。） (7) ≪省略≫ 2 障害が重度の児童の場合は、障害児1人につき、1人分を限度とする補助対象保育士等の給与等の年額とする。ただし、<u>2,812,000円</u>（子ども・子育て支援法第19

改正後				改正前			
			第 1 9 条第 1 号に規定する児童にあつては、 <u>2, 250, 000円</u> を限度とし、補助対象保育士等を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 3 《現行どおり》				条第 1 項第 1 号に規定する児童にあつては、 <u>2, 109, 000円</u> を限度とし、補助対象保育士等を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 3 《省略》
延長 保育 事業 費	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年 <u>9月7日</u> こ成事第 <u>481</u> 号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。 《改正前を削る》	延長 保育 事業 費	《省 略》	《省 略》	<u>1 特定分</u> 子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年 <u>7月31日</u> こ成事第 <u>365</u> 号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）別紙延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。 <u>2 特例措置分</u> 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「1 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・

改正後				改正前			
							センター事業)」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業における補助基準額とする。
《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	《現行どおり》	《省 略》	《省 略》	《省 略》	《省略》
一時 預か り事 業	《現 行ど おり 》	《現 行ど おり 》	国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園があり、かつ、両園ともに一時預かり事業を実施する場合における分園に係る補助金の額は、年額に 100 分の 85 を乗じて得た額とする。 《改正前を削る》	一時 預か り事 業	《省 略》	《省 略》	<u>1 一般分</u> 国要綱別紙一時預かり事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園があり、かつ、両園ともに一時預かり事業を実施する場合における分園に係る補助金の額は、年額に 100 分の 85 を乗じて得た額とする。 <u>2 特例措置分</u> 国要綱別紙「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項中「1 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の項に定める新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援

改正後				改正前			
							事業における補助基準額とする。
看護師配置費	《現行どおり》	《現行どおり》	当該看護師の給与等の年額 1 医療的ケア児対応型 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額。ただし、医療行為が必要な児童1人に対し、1人以上の補助対象となる看護師（以下「補助対象看護師」という。）を配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。</u> (1) 医療行為が必要な児童1人に対し看護師を配置する場合 補助対象看護師の給与等の年額（<u>5,290,000円を限度とする</u>） (2) 医療行為が必要な児童が2名以上であって看護師を複数配置している場合 補助対象看護師の給与等の年額（<u>10,580,000円を限度とする</u>） 2 《現行どおり》	看護師配置費	《省略》	《省略》	当該看護師の給与等の年額。 1 医療的ケア児対応型 <u>次に掲げる額を合計して得た額を限度とする。</u> (1) 医療行為が必要な児童1人当たり<u>3,000,000円</u>（配置月数が12月（1月に満たないときはこれを1月とする。）に満たないときは、当該額を12で除して得た額（小数点以下の端数は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額） (2) 医療行為が必要な児童を8時間を超えて保育する場合において、<u>31,250円に各月の8時間を超えて保育する時間数を乗じた額を合計して得た額</u> 2 《省略》
備考 《現行どおり》				備考 《省略》			
別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》				別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》			
別記様式第6号（第4条第1項第6号関係）（別添1－1のとおり）				別記様式第6号（第4条第1項第6号関係）（別添1－2のとおり）			
別記様式第7号～別記様式第12号 《現行どおり》				別記様式第7号～別記様式第12号 《省略》			

改正後	改正前
り≫ 別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第14号～別記様式第19号 《現行ど おり》	別記様式第13号（第6条第2号関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第14号～別記様式第19号 《省略》

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和6年12月19日から施行し、改正後の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1-1

様式第6号（第4条第1項第6号関係）

所 要 額 調 書 3

施設名

（延長保育事業費関係）					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		
（一時保育事業費（夜間・短時間型））					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		
（一時保育事業費（全日活用型））					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		

別添1-2

様式第6号（第4条第1項第6号関係）

所 要 額 調 書 3

施設名

（延長保育事業費関係）					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		
（延長保育事業費関係（特別措置分））					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		
（一時保育事業費（一般型・短時間型））					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		
（一時保育事業費（全日活用型））					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		
（一時保育事業費（特別措置分））					補助金本額	補助金額	備 考
支出予定額	延長保育費その他の経費	引当金	繰上金	繰下金	（またはDのうちいづれか少ない額）		
A	B	(A-B)	C	D	E	円	円
円	円	円	円	円	円		

別添2-1

様式第13号（第6条第2号関係）

施設名

補 助 金 収 支 明 細 書

（保育費）

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
円	円	円	円	円

（障害児入所保育所等保育士等特別配賦費）

対象児童数	専任保育士等配賦月数	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
人	～	円	円	円	円	円
～	～					
～	～					
～	～					
～	～					

（障害児保育延長加算分）

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
円	円	円	円	円

（保育士等の特別配賦関係）

区 分	配賦保育士等の人数	担当保育士の氏名	配賦月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差 額
低年齢児保育保育士等特別配賦事業	人		月	円	円	円	円	円
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
加配保育士等特別配賦奨励費	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
調理（等）特別配賦費	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
（定数割増計）	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
看護制配置費	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					
	～	～	～					

(延長保育事業)									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円	円				
(一時預かり事業(一般型・幼稚園型Ⅰ))									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円	円				
(一時預かり事業(余裕活用型))									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円	円				

別添 2-2

様式第 13 号 (第 6 条第 2 号関係) 施設名

(保育費) 補助金収支明細書									
支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(障害児入所保育所等保育士等特別配置費)									
対象児童数	母保士等	仁保士等	育士等	配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		人	人	月	円	円	円	円	円
		〃	〃						
		〃	〃						
		〃	〃						
		〃	〃						
		〃	〃						

(障害児保育延長加算分)									
支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(保育士等の特別配置関係)									
区 分	配置保士等の人数	担当保士等の氏名	配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	額
低年齢児保育 保育士等特別 配置事業	人		〃	円	円	円	円	円	円
			〃						
			〃						
			〃						
			〃						
			〃						
加配保育士等 特別配置奨励 費			〃						
			〃						
			〃						
雇用安定・生 産金中児童受 入準備保育士 等配置費			〃						
			〃						
			〃						
調理員等特別 配置費			〃						
			〃						
			〃						
(定数超過員)			〃						
			〃						
			〃						
若狭前配置費			〃						
			〃						
			〃						

(延長保育事業)									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(延長保育事業(特別増量分))									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(一時預かり事業(一般型・幼稚園型Ⅰ))									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(一時預かり事業(余裕活用型))									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(一時預かり事業(特別増量分))									
対象経費の実支出額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額					
円	円	円	円	円					

(令和 6 年 1 2 月 1 9 日 掲 示 済 み)

草津市告示 3 6 8 号

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づく飼い犬の立ち入り禁止区域について

草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例(平成 1 4 年草津市条例第 5 0 号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり飼い犬(身体障害者補助犬を除く。)の立ち入り禁止区域を定めたので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

立ち入り禁止区域の名称および所在地

名称	所在地
草津市立西一会館	草津市草津町 1 4 4 6 - 1

備考 この表に掲げる会館であっても、市長が適当と認めた日は、飼い犬を伴う立ち入りを禁止しないこととする。

(令和 6 年 1 2 月 2 4 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 3 6 9 号

草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 条の 3 第 2 項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)を実施する者が利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図るため、業務の ICT 化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うための経費に対し、予算の範囲内で草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助金

(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金の交付について(令和6年9月12日成事第639号)の別紙に掲げる子ども・子育て支援交付金交付要綱および草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「児童育成クラブ」とは、児童福祉法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業の届出を行った施設をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)および草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第32号)および規則の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱(平成27年草津市告示第180号)の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けて児童育成クラブを運営する者のうち、令和6年4月より新規に開設した支援単位に限る。

(補助対象経費等)

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書(別記様式第1号)
- (2) ICT機器の導入等の仕様および経費の明細が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類
(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書(別記様式第2号)

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年12月24日から施行し、令和6年4月1日以降の事業から適用する。
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条第1項関係)

補助要件および補助対象経費	補助基準額
児童育成クラブにおける利用児童等の連絡帳の電子化やオンライン会	1 支援単位あたり

議等に必要な I C T機器の導入等の環境整備に係る経費および都道府県等が実施する研修をオンラインで受講するために必要なシステム基盤の導入等に係る経費。ただし、令和7年3月31日までに納品が完了しているものに限る。

年額500,000円

別記
様式第1号（第5条第1号関係）

草津市児童育成クラブ I C T化推進事業費補助金所要額調査

児童育成クラブ名				
補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市児童育成クラブ I C T化推進事業費補助金実績額調査

児童育成クラブ名				
補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

草津市長 様

申請者 印

草津市児童育成クラブ I C T化推進事業費補助金に係る
消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市児童育成クラブ I C T化推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 額の確定額
- 円
- 2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額
- 円
- 3 添付資料
- 消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和6年12月24日揭示済み）

草津市告示第370号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の30の規定により次の者を指定特定相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年草津市規則第16号）第4条の規定に基づき告示する。

令和6年12月25日

草津市長 橋 川 渉

事業者の名称および所在地	事業所の名称および所在地	指定年月日	指定特定相談支援または指定障害児相談支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 S I E N S U 滋賀県草津市大路二丁目9番1号陽だまりビル4階2号室	特定相談支援事業所シェンス 滋賀県草津市大路二丁目9番1号陽だまりビル4階2号室	令和7年1月1日	指定特定相談支援	知的障害者 精神障害者	指定特定相談支援事業所 2530600226

（令和6年12月25日揭示済み）

草津市告示第371号

令和6年11月29日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和6年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和6年12月25日

草津市長 橋 川 渉

- 1 予算題目一覧
- 令和6年度草津市一般会計補正予算（第6号）
- 令和6年度草津市介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)

令和6年度草津市一般会計補正予算(第7号)

令和6年度草津市国民健康保険事業特別会計補正
予算(第2号)

令和6年度草津市学校給食センター特別会計補正
予算(第1号)

令和6年度草津市介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)

令和6年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)

令和6年度草津市水道事業会計補正予算(第2
号)

令和6年度草津市下水道事業会計補正予算(第1
号)

2 要領 略

(令和6年12月25日揭示済み)

草津市告示第372号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等
に関する条例(平成17年草津市条例第2号)第7条第
1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したの
で、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設の名称、所在地

草津市立長寿の郷ロクハ荘 草津市追分七丁
目11番1号

2 指定管理者

名 称 公益財団法人 草津市コミュニテ
ィ事業団

住 所 草津市大路二丁目1番35号

代表者名 理事長 辻 川 明 宏

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和6年12月27日揭示済み)

草津市告示第373号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等
に関する条例(平成17年草津市条例第2号)第7条第
1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したの
で、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設の名称、所在地

草津市立なごみの郷 草津市志那町2552
番地

2 指定管理者

名 称 リンクワークス・菱サ・ビルウェ
ア共同事業体

代表団体 兵庫県神戸市中央区京町79番地
日本ビルディング704

株式会社 l i n k w o r k s

代表取締役 廣 瀬 琢 也

構成団体 大阪府大阪市北区西天満四丁目4
番13号 三共ビル梅新

株式会社菱サ・ビルウェア 関西
支店

取締役支店長 中 西 伸 和

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和6年12月27日揭示済み)

草津市告示第374号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明
で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226
号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管して
おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつで
も交付する。

令和6年12月27日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 6 5 件 |
| (2) 軽自動車税（種別割）督促状 | 2 件 |
| (3) 国民健康保険税督促状 | 4 2 件 |
| (4) 差押調書（謄本） | 4 件 |
| (5) 配当計算書（謄本） | 4 件 |

計 1 1 7 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 7 年 1 月 3 日に送達
があったものとみなす。